

第1回（仮称）滝沢南スマートインターチェンジ地区協議会

日 時 平成25年2月15日(金)
午前10時00分
場 所 滝沢ふるさと交流館
1階学習室

次 第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 地区協議会設置要綱について
- 4 委員紹介
- 5 経過報告及び検討事項について
- 6 議 事
 - (1) (仮称)滝沢南スマートインターチェンジ計画について
- 7 その他
 - (1) 今後の手続きについて
 - (2) 住民周知について
- 8 閉 会

(仮称)滝沢南スマートインターチェンジ地区協議会 委員名簿

H25_2_15現在

区分	氏名	所属機関等	職名等	委員の任期
会長 要綱第4条第1項	柳村 典秀	滝沢村	村長	
委員 要綱第3条第2項第1号	浜岡 正	国土交通省東北地方整備局企画部広域計画課	課長	委嘱日から 協議会が存続する期間
委員 要綱第3条第2項第2号	高橋 公浩	国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所	所長	委嘱日から 協議会が存続する期間
委員 要綱第3条第2項第3号	金田 泰明	東日本高速道路株式会社東北支社総合企画部総合企画課	課長	委嘱日から 協議会が存続する期間
委員 要綱第3条第2項第4号	後藤 優	東日本高速道路株式会社東北支社管理事業部管理事業統括課	課長	委嘱日から 協議会が存続する期間
委員 要綱第3条第2項第5号	渋谷 優	東日本高速道路株式会社東北支社盛岡管理事務所	所長	委嘱日から 協議会が存続する期間
委員 要綱第3条第2項第6号	高橋 修	岩手県県土整備部道路建設課	総括課長	委嘱日から 協議会が存続する期間
委員 要綱第3条第2項第7号	野中 聡	岩手県盛岡広域振興局土木部	部長	委嘱日から 協議会が存続する期間
委員 要綱第3条第2項第8号	藤原 行雄	岩手県警察本部交通部交通規制課	課長	委嘱日から 協議会が存続する期間
委員 要綱第3条第2項第9号	及川 一男	盛岡市建設部	部長	委嘱日から 協議会が存続する期間
委員 要綱第3条第2項第10号	瀬川 幸男	滝沢村自治会連合会	会長	委嘱日から 協議会が存続する期間
委員 要綱第3条第2項第11号	阿部 正喜	滝沢村商工会	会長	委嘱日から 協議会が存続する期間
委員 要綱第3条第2項第12号	福田 稔	新岩手農業協同組合	代表理事組合長	委嘱日から 協議会が存続する期間

第1回(仮称)滝沢南スマートインターチェンジ地区協議会 出席者名簿

H25_2_15

区分	所属	役職	氏名	備考
会長	滝沢村	村長	柳村 典秀	
委員	国土交通省東北地方整備局 企画部広域計画課	課長	浜岡 正	
	国土交通省東北地方整備局 岩手河川国道事務所	所長	高橋 公浩	
	東日本高速道路株式会社東北支社 総合企画部総合企画課	課長	金田 泰明	
	東日本高速道路株式会社東北支社 管理事業部管理事業統括課	課長	後藤 優	
	東日本高速道路株式会社東北支社 盛岡管理事務所	所長	渋谷 優	
	岩手県県土整備部道路建設課	総括課長	高橋 修	
	岩手県盛岡広域振興局土木部	部長	野中 聡	代理 道路河川室長 佐藤 守
	岩手県警察本部交通部交通規制課	課長	藤原 行雄	
	盛岡市建設部	部長	及川 一男	
	滝沢村自治会連合会	会長	瀬川 幸男	
滝沢村商工会	会長	阿部 正喜		
新岩手農業協同組合	代表理事組合長	福田 稔	代理 代表理事専務 久保 憲雄	
事務局	滝沢村都市整備部	部長	湯沢 豊	
	滝沢村都市整備部交通政策課	課長	三上 喜美義	
	滝沢村都市整備部交通政策課	主任主査	日向 秀次	
	滝沢村都市整備部交通政策課	主査	五十嵐 淳	

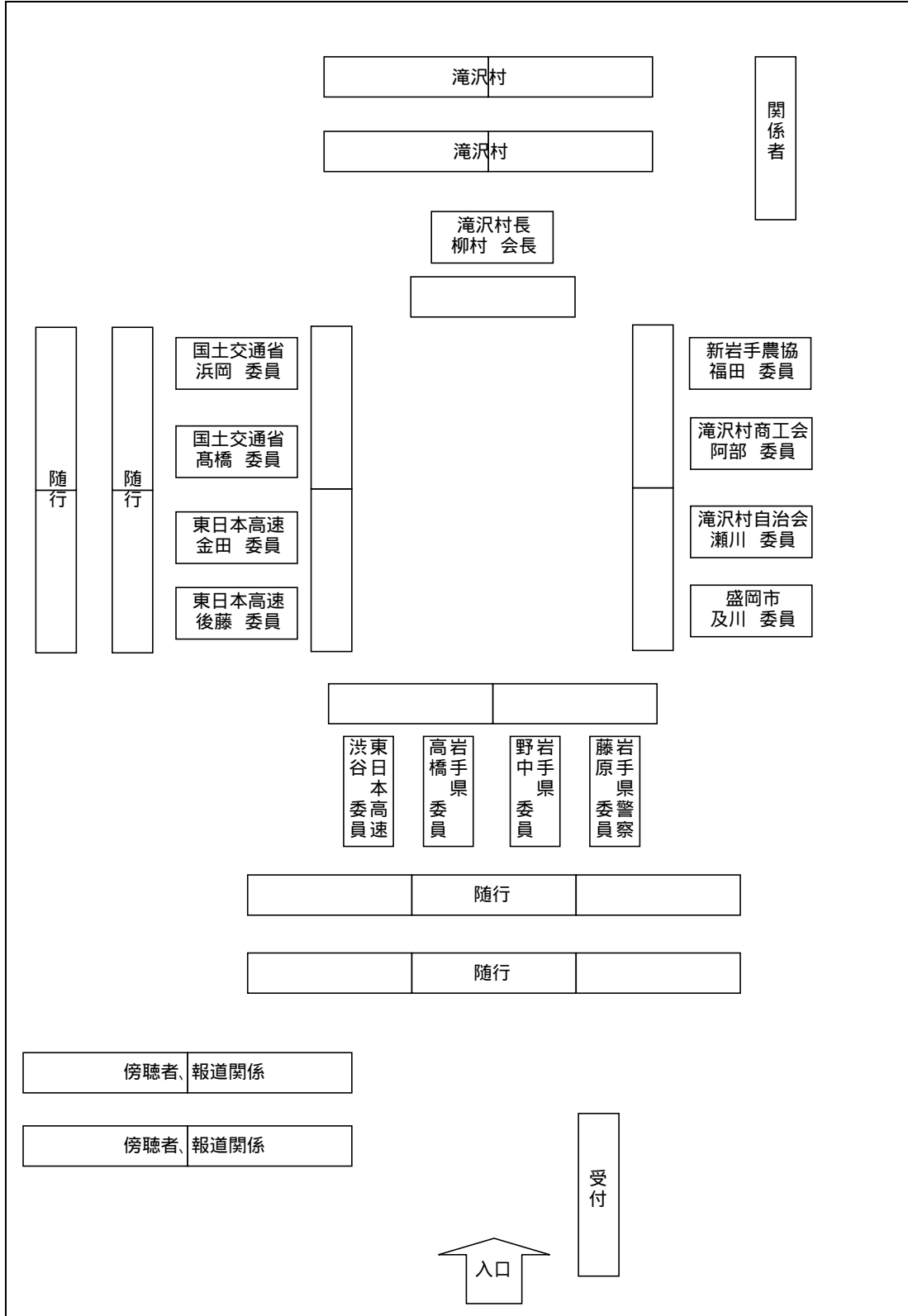
第1回(仮称)滝沢南スマートインターチェンジ地区協議会

滝沢ふるさと交流館

1階学習室

(座席表)

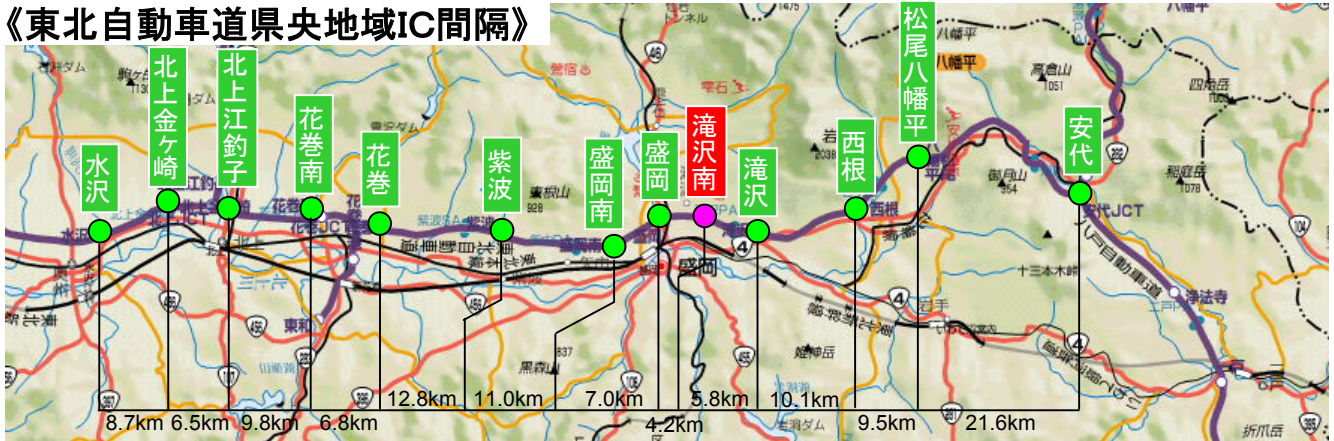
敬称等省略



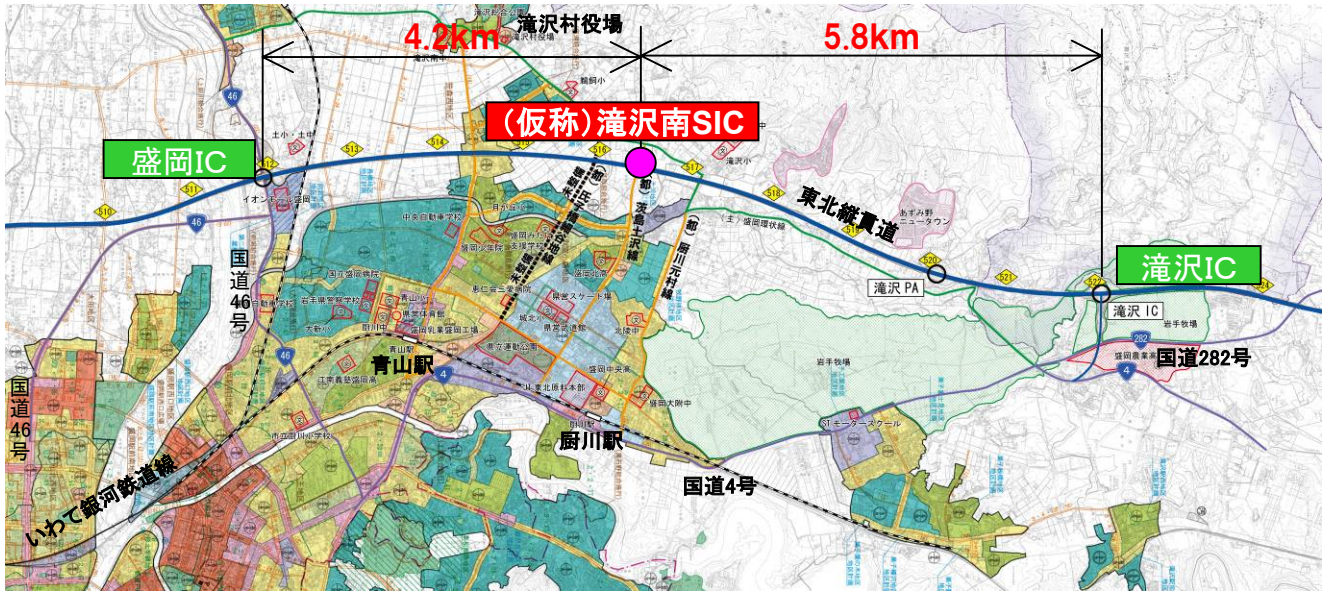
「(仮称)滝沢南スマートICの概要」

○滝沢村は、東北縦貫自動車道が村の中心部を縦貫し、村の東部には国道4号が縦貫、南部には国道46号が横断する交通の要所となっていますが、インターチェンジは村中心部から離れており高速アクセスの向上が求められています。

《東北自動車道県央地域IC間隔》



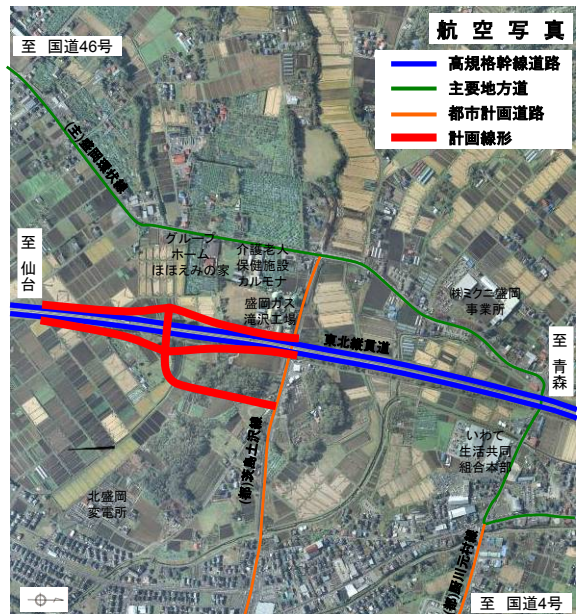
《スマートインターチェンジ設置位置》



(路線名)東北縦貫自動車道 弘前線
 (連結位置)岩手県岩手郡滝沢村字高屋敷平地内
 (接続施設)(都)茨島土沢線
 (運用形態)一旦停止型フルインター形式
 (運用時間)24時間
 (対応車種)ETC車載器を搭載した全車種

◆スマートIC設置効果

- 効果① ICアクセス時間の改善による居住者・就業者の利便性の向上
- 効果② 交通分散による渋滞緩和
- 効果③ 産業支援・強化に向けての地域経済活動の基盤整備
- 効果④ 搬送時間短縮による地域の救急医療支援



「スマートICとは」

背景

- ◇ 我が国の高速道路におけるインターチェンジ(IC)の設置間隔は約10kmと、諸外国の約4~5kmに比べ2倍となっています。また、高速道路が通過する市町村のうち、約3割はICが設置しておらず、追加ICに対する地域の要望も強くありました。
- ◇ このような背景のもと国土交通省では、既存の高速道路の有効活用や、地域生活の充実、地域経済の活性化を推進するため建設・管理コストの削減が可能なスマートインターチェンジ(ETC専用IC)を導入することとなりました。



スマートインターチェンジとは

- ◇ スマートインターチェンジ(スマートIC)は、高速道路の「本線」や「サービスエリア、パーキングエリア、バスストップ」から乗り降りができるように設置されるICであり、通行可能な車両(料金の支払い方法)を、ETC車載器を搭載した車両に限定しているICです。
- ◇ 利用車両が限定されているため、簡易な料金所の設置で済み、料金徴収員が不要なため、従来のICに比べて低コストで導入できるなどのメリットがあります。

本線直結型とは

- スマートICのうち、高速道路本線へ直接アクセス路を接続させるもの。
- サービスエリア、パーキングエリアの存在しない箇所に設置することができる。



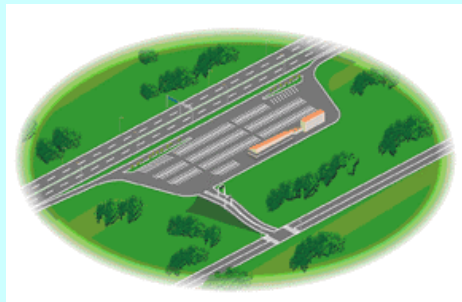
本線直結型イメージ図



水戸北スマートIC(常磐自動車道)

SA・PA接続型とは

- 高速道路との接続箇所が、サービスエリア・パーキングエリアであるもの。
- 既存の施設を活用することにより、比較的容易にアクセス路を確保することができる。



SA・PA接続型イメージ図



三芳スマートIC(関越自動車道)